

吹田市 B 類疾病等予防接種に係る予診票・圧着はがき等作成発送業務 仕様書

1 業務概要

予防接種法に基づく予診票・圧着はがき等の印刷印字、封入封緘及び発送業務

2 発送物及び印刷物種類

- (1) 高齢者インフルエンザ及び高齢者新型コロナワクチン（自己負担免除用）
- (2) 高齢者インフルエンザ及び高齢者新型コロナワクチン（自己負担免除用）
- (3) インフルエンザ（中学3年生対象）圧着はがき
- (4) 高齢者インフルエンザ予診票（自己負担免除）
- (5) 高齢者インフルエンザ予診票（自己負担有）
- (6) 高齢者新型コロナワクチン予診票（自己負担免除）
- (7) 高齢者新型コロナワクチン予診票（自己負担有）
- (8) 高齢者肺炎球菌ワクチン予診票（自己負担有）
- (9) 高齢者肺炎球菌ワクチン圧着ハガキ

3 発送時期

別表1 スケジュールのとおり

4 印刷印字業務詳細

(1) 印刷物・仕様

別表2 印刷物・仕様のとおり

(2) 校正

いずれの発送物についても刷見本（現物または実寸大のもの）を1度確認する。

(3) 予診票用紙について

現行上質紙を使用していますが、同等品（他の予防接種予診票と見分けられる程度）も可とする。

(4) その他

印字にあたって印字プログラム作成が必要な場合は、当該プログラムの作成を本業務に含む。

部数については制度改正等により増減する可能性があることに留意すること。

5 封入封緘業務詳細（圧着はがき除く）

(1) 発送用

封筒以外の印刷物すべてを3つ折り後、封入封緘

6 発送業務詳細

- (1) 発送用についてはあらかじめ発送日を協議の上決定し、遅れずに郵送またはメール宅配便により送達余裕なしで送付すること。このとき当市は件数等の直接確認は行わない。
- (2) 発送費用は受託事業者負担とする。
- (3) 総数及び内訳数を発送前日までに FAX またはメールにて報告すること。

7 納品

- (1) 当市納品用は料金後納郵便とし、速やかに引き渡すこと
- (2) 現物見本より作成した予診票等のデータを納品
- (3) 2(4)～(9)については完成後、当市と相談のうえ、吹田市保健所（出口町 19-3）に納品すること

8 データの取扱について（引渡し及び返却含む）

- (1) 予防接種予診票・圧着はがきに印字する送付対象者住所・氏名等のデータについては当市から USB 等の記録媒体で提供する。個人情報 CSV 形式・文字コードは UTF-8 で提供。外字対応が必要な場合は、別途 TTE ファイル形式にて提供。
- (2) 提供したデータについては、発送業務及び納品完了後速やかに当市に返却すること。
- (3) 吹田市情報セキュリティポリシー、個人情報保護に関する法律等を遵守し、業務を円滑に遂行すること。また、適正かつ円滑な業務遂行のため、業務及びデータの保護に係る体制に必要な措置を講じること。
- (4) 当該業務の履行により直接、間接に知り得た業務内容は一切、第三者に漏らさないこと（契約終了後又は契約解除後においても継続するものとする）

9 その他

- (1) 引き抜きなし。同一世帯であっても各個人に送付する。
- (2) この仕様書に定めない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。